

○石田（善）委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当特別委員会に付託されました認第12号「平成29年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」、各分科会長の報告をお願いします。

最初に、総務文教分科会、深田百合子分科会長。

○深田総務文教分科会長 おはようございます。

それでは、予算決算審査特別委員会総務文教分科会分科会長報告をさせていただきます。

認第12号「平成29年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、総務文教分科会所管部分について、以下、審査の概要と結果の報告を申し上げます。

初めに、財政部所管部分について申し上げます。

個人市民税、法人市民税の減収の要因、市たばこ税の今後の見通し、臨時財政対策債を起債する理由、差し押さえの際の国税徴収法の遵守などについて質疑、意見がありました。

次に、総合政策部所管部分について申し上げます。

S I C周辺戦略的土地利用推進事業の実施内容及び進捗状況、地域おこし協力隊の活動内容、浜通り街並み観光促進事業の評価及び今後の方向性、市内在住外国人に対する市からのお知らせの伝達方法、中部5市2町連携事業の実施内容などについて質疑、意見がありました。

次に、総務部所管部分について申し上げます。

中学生平和使節団派遣事業に関し報告会の開催、共用自動車へのドライブレコーダーの設置状況、LED防犯灯の効果、防犯灯更新基金積立金の積立額、職員の国外研修の実績、男性の育児休業取得状況及び環境整備、新庁舎建設事業に関し市民説明会の実施の有無などについて質疑、意見がありました。

次に、防災部所管部分について申し上げます。

市民防災リーダー育成講座の修了者数及び修了者のスキルアップの方策、家具等転倒防止サービスと感震ブレーカーの実績、河川氾濫・内水氾濫を加味した避難場所の整備状況、非常食の備蓄状況、原子力防災出前講座の実績、静岡県原子力防災訓練の内容などについて質疑、意見がありました。

次に、交流推進部所管部分について申し上げます。

焼津駅内インフォメーションと焼津さかなセンター観光案内所の利用者数及び曜日別の利用状況、着地型観光プログラムの成果分析、焼津文化会館大ホール・小ホール及び大井川文化会館ホールの市内・市外の利用者割合、中港にあるテニスコートの利用状況、歴史観光ルートプロモーション映像制作の内容と発信方法などについて質疑、意見がありました。

次に、教育委員会事務局所管部分について申し上げます。

小児生活習慣病検診の内容、アシストサービス事業の評価、学校の事務職員の残業の

労使協定の状況、外国人児童・生徒に対する支援の結果、学校給食の食べ残し減量対策の効果、図書館及び公民館図書室の利用状況の分析、部活動外部指導者の人選の基準及び配置状況、教職員のストレスチェックの結果、教職員の多忙化の要因、教職員評価の分析などについて質疑、意見がありました。

以上、採決の結果、認第12号中、当分科会所管部分については、全会一致、認定すべきものと決しました。

なお、詳細につきましては、事前に配付させていただきました会議録により御確認をお願いいたします。

以上、総務文教分科会所管部分の審査の概要と結果の報告といたします。

○石田（善）委員長 御苦労さまでした。

次に、市民厚生分科会、青島悦世分科会長。

○青島市民厚生分科会長 それでは、予算決算審査特別委員会市民厚生分科会長報告をさせていただきます。

認第12号「平成29年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、市民厚生分科会所管部分について、審査の概要と結果の報告を申し上げます。

初めに、こども未来部所管部分についてですが、和田地域交流拠点内放課後児童クラブの運営主体及び利用人数、認可保育所の待機児童数、ターントクルこども館の今後の整備スケジュール、企業主導型保育事業の実施事業所数及び備品等購入補助の実績、児童虐待及びDV対策事業費の内容、DV事案発生時の対応方法、発達支援のためのあしすとファイルの活用方法、保育料等滞納対策費における雇用人数及びその効果などについて、質疑応答が交わされました。

次に、市民部所管部分についてですが、市民公益活動事業費補助金の交付状況及び補助基準、外国人通訳の業務内容、後期高齢者医療費負担金の内訳、外国版広報紙の配布方法、消費者グループの育成状況、証明書自動交付機の運用状況及び手数料、霊柩自動車の利用状況、交通安全対策の体制及び整備箇所などについて、質疑応答が交わされました。

次に、健康福祉部所管部分についてですが、社会福祉協議会との連携、要約筆記及び手話通訳者の派遣先、障害者の社会参加の定義、相談支援事業の委託先、成年後見人に対する謝礼の支払い対象、障害者総合支援認定審査会の委員構成及び認定調査員の人数、福祉ボランティアの施設利用状況、旧福祉老人センターの跡地利用、ミニデイサービスの団体数の推移及びボランティア・利用者の平均年齢、民生委員の人数及び研修内容、高齢者肺炎球菌のワクチン予防接種の実施状況などについて、質疑応答が交わされました。

以上、採決の結果、認第12号中、当分科会所管部分について、全会一致、認定すべきものと決しました。

なお、審査内容の詳細につきましては、事前に配付した会議録をごらんいただきたいと思います。

以上、市民厚生分科会所管部分の審査の概要と結果の報告といたします。

○石田（善）委員長 御苦労さまでした。

次に、建設経済分科会、鈴木浩己分科会長。

○鈴木（浩）建設経済分科会長 それでは、予算決算審査特別委員会建設経済分科会分科会長報告をさせていただきます。

認第12号「平成29年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、建設経済分科会所管部分について、審査の概要と結果の報告を申し上げます。

初めに、水産部について申し上げます。

さかなセンター活性化対策事業費の内訳及びさかなセンター入場者数の算出根拠、深層水脱塩施設管理運営費と海洋深層水脱塩水料金収入とのバランス、ふるさと寄附金基金取り崩しの充当先やふるさと納税の今後の見通し、水産業6次産業化支援事業における大井川港漁業協同組合直営食堂「さくら」の現状と今後の展望、市単独新焼津漁港基盤整備事業の詳細や漁港内の用地及び道路などの管理状況、県営漁港特定広域漁港整備事業の内容などについて、質疑応答がありました。

次に、経済産業部所管部分について申し上げます。

勤労者住宅資金貸付事業の利用状況、国営土地改良事業の整備内容、産業立地促進事業の仕組みや事業の効果及び進出企業の内訳、焼津市シルバー人材センター事業補助金に関して会員数・受注件数・受注内容、チャレンジショップ事業出店者の動向把握、創業支援事業の参加者数、鳥獣保護対策に関する市及び県の対応、ジャンボタニシ食害防止の現状と今後の対応などについて、質疑応答がありました。

次に、都市政策部について申し上げます。

「地域イチオシ」まちづくりプラン事業におけるソフト事業3件の内容、若者世帯定住支援奨励金事業における申請者の傾向や奨励金額、区画整理事業の当初計画との乖離や事業の完了予定時期、開発行為手数料の内訳、プロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業のわが家の専門家診断の実績及び診断後の補強工事への移行件数などについて、質疑応答がありました。

次に、建設部について申し上げます。

国庫補助道路整備事業における各事業の事業期間及び進捗率、舗装改良工事の単位面積当たりの工事費の違い、道路維持費のうち補修工事4件の内容、自主運行バス運営事業について利用者などからの改善要望や公共交通会議での議論などについて、質疑応答がありました。

次に、環境部について申し上げます。

ごみ減量対策における生ごみ処理機の普及状況、不法投棄の現状やパトロール体制、合併処理浄化槽の設置状況、公害に関する苦情件数や内容などについて、質疑応答がありました。

以上、採決の結果、認第12号中、当分科会に付託されました部分については、全会一致、認定すべきものと決しました。

なお、詳細につきましては、事前に皆様に配付させていただきました会議録をごらんいただきたいと思っております。

以上、建設経済分科会所管部分の審査の概要と結果の報告といたします。

（「委員長、訂正がありますので」と呼ぶ者あり）

○深田総務文教分科会長 総務分科会の財政部所管部分について、国税徴収法の、先ほど「そんしゅ」と申し上げましたが、済みません、「じゅんしゅ」の間違いでしたので、

訂正させていただきます。

○石田（善）委員長 各分科会長の報告が終わりました。

次に、議員間討議を行います。

議員間討議の議題につきましては、事前に提出されており、お手元に配付した資料のとおりです。本日の議題は3つあります。1議題30分以内で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、杉田源太郎議員より、在宅重度心身障害児（者）タクシー料金助成事業について、説明を願います。

○杉田委員 私、深めていただきたいという内容で、皆さんに提案をさせていただきます。

一般質問あるいは質疑でも行った内容なんですけど、重度心身障害児・障害者へのタクシー券の補助の事業なんですけど、これまでも何回か当局の答弁をいただいているんですけど、今、タクシー券の利用ができる範囲、これが、通院、病院ですね、それと福祉事業等に関するこういう施設への利用、それから公共施設への利用、この3つに限られています。

そして、このタクシー券の利用というものを、以前から、視覚障害者の皆さん、あるいはそのほかの障害者の団体、あるいは個人的に、市のほうへもそういう要求を行っているって聞いていますけど、社会参加という形で、例えば藤枝では、タクシー券1冊50枚のやつが、そのうち1冊は利用がどこへでもできるよと。そして島田では、もう少し枚数が少ないんですけど、そのうちの何枚かが、カラオケだとか、本当に余暇の使い方、そういうものが社会参加だという位置づけで、これが許されています。

そういう形で、焼津市での今までの当局のほうの答弁の中では、こういう、焼津市は腎臓透析ですか、透析なんかについては、1週間に3回行くとして、最大233枚だったかな、それまで利用できるということで、かなりそこでは進んでいるんだという形がありましたけど、そのほかで地域で、ほかの藤枝、焼津の調査をする中で、自分の身の回りの中でもそういう障害者の方なんか、そういう形で社会参加という、買い物にも行ける、美容院にも行けるということ、自分らもそうやってやりたいなど。

そのうち、今2冊までが普通のというか、透析以外の方ですね、それが支給されるわけなんですけど、その中で、そのうちの半分でも何とか、そういう社会参加、地域で、藤枝、島田なんかで許されているような、そういう利用の仕方が許されてもいいんじゃないだろうかという要求が出ていますので、こういう問題について、焼津市としてのタクシー券利用について、差別解消法ということもありますけど、そういう観点からも、このタクシー券の利用についてももう少し幅広く考えていただきたいという形で、皆さんの御意見を聞きたいと思っています。

以上です。

○石田（善）委員長 説明が終わりました。

これからは議員間討議ということで、本件についての皆さんの御意見を願います。挙手の上、発言を。挙手して、指名をいたしますので、発言をしてください。

以上です。どうぞ。

○青島委員 今の中で焼津市が、杉田委員の話の中で、近隣の市町にはそういう使い方がある。焼津市ではそうでないという部分、そのできない理由というのがわからないので

すけれども、今までの一般質問の中にもあったと言うんですけど、私が理解不足なのか、そのできないという理由が何なのかということがはっきりさせることが、できる理由につながるんじゃないかと思うんですけども。

○石田（善）委員長 いいですか。

（「今のあれに答えるという形では違います」と呼ぶ者あり）

○石田（善）委員長 いいですよ。ほかの方が手を挙げればそちらを優先しますが、いいです。

○杉田委員 私が今まで一般質問等で確認させていただいたときに、先ほど言ったタクシー券の利用の範囲というものをこういうふうに、今まで病院だけだというものを、公共施設、市庁舎だとかそういうところに利用できるように、こうやって広げてきたんだということで、この制度のことに關しては、先ほども言いましたけど、こういう利用の仕方限定をして使っていて、それが焼津市、先ほど言った透析の方について、物すごく幅を広げて、焼津として決して悪い制度じゃないというような答弁しかなくてですね。

その後、今回も質問させてもらったんですけど、半分、例えば1冊24枚なんですけど、それを、もう一冊の分について、先ほど言った社会参加をどういうふうに捉えるのかという質問をしたんだけど、それに対しては同じような答えしか出てこなくて、制度そのものを少し変えるだけであって、逆に、予算をすごく取られるということじゃ何もないということだけは確認はしてあるんですけど、そういうところで差別、ほかの地域からすると自分たちは差別されているみたいだというふうに障害者の方が答えていらっしやったと思うので、そういうところは、できるだけほかの地域なんかとも同じような利用の仕方ができればいいなというふうに言ったんですけど、残念ながら、それ以上の答えは今までありませんでした。

○石田（善）委員長 皆さん、御承知のとおり、きょうは当局がおりません。ですから、当局に対して質問というのはこの場では受けられませんので、議員間の中で提案された内容について討議を深めていただくということですので、ざっくばらんな御意見をぜひどうぞ。

○青島委員 その利用される方の利用範囲というのを、もっと信用するというか、その人に任せる部分でやれるようにするということは非常に大事じゃないかなと。

そうすると、杉田委員が今言っておられる社会参加という部分が、その人にとって広がるという考え方をすれば、できる限り、今他市でやっているということになれば、そこで何か問題があるのか、そこら辺の調査も必要かもしれないけれども、そういった形の中で広げるということを考えていくという方向で、物の考え方をしたいと私は思うんですけど、どうでしょうか。

○石田（善）委員長 皆さん、いかがでしょうか。

○杉田委員 私もネットでいろいろ今まで調べている中で、厚生労働省が、余暇の問題、余暇をどういうふうに使っていくのか、障害者全般についてアンケートをとっているんですね。

そのアンケートの中で、実際の障害者の方とその保護者の方と、観点がちょっと違っているということがあって、障害者の方は、一定余暇の使い方について配慮してもらえば、あとはうちにいけばいいやというような考えになっているんだけど、保護者の方、

あるいはその周りの方にしてみれば、障害者の方にできるだけ外に出る場、場を提供しながらやってもらいたいという形で、実際に、厚生労働省としては、障害者の方が、障害があってもなくてもみんな同じように生活ができるんだということを厚労省としても目指していきたいと。そのためには、夕方以降のという言い方もちょっとしてありましたが、その余暇の使い方で、さまざまところでみんなが行政を含めて協力し合って、そういう場を求めていくべきだ、そこに参加できるようなそういうシステムを地域で構築していくべきだという見解を求めているのを私は読ませていただきました。

今、焼津市では、この前の議会の中で、昨年だったかな、11月定例会だったか2月定例会だったか覚えていませんけど、いろんな施設が障害者の方が無償で利用できるようになったと。私はそれ、すごくいいことだと思ってます。しかし、そこに行く動線をつくるときに、うちの人を送っていかなくちゃならない。自分で行かなくちゃならない人もいるかもしれない。なかなか、いろんなボランティアの方もいろいろな制限があって、全部対応できるわけじゃないというようなことも聞いています。

そういう中で、自分で行こうとするようなときに、そういうタクシー券なんかを利用できたらいい。少なくとも、買い物だとか、そういう日常の問題については、使えるようになってもいいんじゃないかなと私は思っています。

○石田（善）委員長 他の委員のほうは。

○杉崎委員 ちょっと視点を変えますけれども、今、地域包括ケア、そして、また、在宅介護、国の方針として、なるべく施設じゃなくて、自宅、地域で重度者、そういう方を見ていきましょう、また介護もやっていきましょうという中で、いずれ私はこれは崩壊すると思っているんですけれども、その理由が原点がやっぱりこういうところにありまして、家族構成、世帯構成を見ていきますと、現実には、昔の多世代、3世代、2世代という家庭が少なくなってきて、1世代のみ。ましてや、少ない子どもが外に出て行って独立して、老人と言ったら言い方が失礼なんですけれども、高齢者の方だけの世帯、それとか、1人の方もいらっしゃるんですが、仮にそういう方が身障者になってきたりした場合には、本当にもうひきこもりのようになって、面倒を見る方も少なくなってくるという。それを防ぐ意味からも、社会参加というのは大きな効果があると思うんですね。

その社会参加をしていくためには、それじゃ、どうしたらいいかというので、今、杉田委員のほうからもお話があったんですが、まさに、私も女性だったら美容院へ行ってみたい、買い物もほかの人と同じようにしてみたいという気持ちを、満足させてあげると言ったらおかしいんですが、やっぱりそういうところにも手を差し伸べてあげることがとても大事じゃないかなと。

同じことを考えますと、自分の車で行ける方、我々健常者がそういうことをしているわけですが、やがては家庭にそういう人が生まれてくると、その人に今度はそういう負担がかかってくる。そうしたらその人は、今の就労規則とか、いろんな中身でいきますと、会社を休むか、早引きするとか、遅刻してそういうことを担っていかなくちゃならない、家族のために。そういう社会が形成されればここまでのことはなくてもいいと思うんですが、それまでのつなぎとしては、こういうことが必要じゃないかなというのが私の意見として述べさせていただきます。

○石田（善）委員長 他にいかがですか。

○秋山委員 私もやはり、このサポートの範囲を広げるという検討は前向きにすべきかなと思います。

今、幾人かの委員の皆さんからもお話があったんですけども、買い物とか美容院、これらをその対象から外すということは、また別の話になるかもしれませんが、例えば、子育て中のお母さんたち、お父さんたちの保育の一時保育的などところですね。それも、既にもう美容院とか買い物とかでも使えますよというようなサービスも、全国的にはいろんなところで広がっているというふうな社会に変わってきています。

それで、当事者の支援だけじゃなくて、その周辺の支援者、介護者等へのサポートも、一時的に負担を少なくするようなサービスも広がっているわけなんです。

そういうわけで、やはりそれぞれの方の自立度とか、生活の質を上げるということは、地域の全体の活力を上げていくということにも貢献するということになってくると思いますので、前向きに、これは対象の枠を広げていくということは必要かなというふうに感じます。

○鈴木（浩）委員 杉田委員に、初歩的な部分で、もし御存じであれば伺いたいんですけども、藤枝と島田市の外出支援のタクシー券の支給なんですけれども、対象者とか、あとは枚数、これをもし御存じだったら教えてください。

○杉田委員 藤枝の場合には、先ほども言いましたけど、2冊支給される。1冊は藤枝の場合50枚なんです。そのうちの1冊が社会参加という形で使えるというふうになっていました。

それから、島田のほうは、ごめんなさい、今資料を部屋に忘れちゃったんですけど、1冊20枚のやつの中の1冊ですか、それが自由に使える。それは、先ほど言ったように、島田では窓口で確認してきたときに、先ほど言ったようにカラオケとか、そういう娯楽だとかそういうものも社会参加だという位置づけは、島田市ではしていますという窓口での話がありました。

（「対象者は」と呼ぶ者あり）

○杉田委員 対象者については、これはあくまでも私たちと同じような、その重度障害者という形で私は聞きました。

○鈴木（浩）委員 ありがとうございます。

じゃ、焼津と全く同じ対象者数でという考え方でいいですかね。例えば、精神障害者の2級は重度じゃないんですよ。でも、焼津は2級まで含んでいっちゃうと。

それからあと、各まちによって枚数が、藤枝は要するに100枚じゃんね。島田市は20枚のやつが2冊。

○杉田委員 ごめんなさい、後で。

○鈴木（浩）委員 わかりました。

やっぱり各市の対象者とか、あるいは支給している枚数ですとか、そういったものもよく調査をしなければなりませんし、当然、藤枝、島田がそういった意味で社会参加ということを重んじて、自由に使える枠をある程度は確保してくださっているものですから、自分、個人的な思いですけども、やっぱり焼津市についても、高齢者のそういった自立支援ですとか、社会参加だとか、そういった部分を考えますと、自由に使えるタクシー券の枚数もやはり確保していただいたほうがいいなというふうに思うんです。

ども。

あとは、近隣市の状況を見ながら、そういった弾力的にやっぱり考えていただいたほうがいいなという、そういう思いで自分は杉田委員の一般質問を聞きながら思っていました。

以上です。

○石田（善）委員長 ほかにどうですか。

○鈴木（功）委員 タクシーの助成金のことの内容ですけど、わかる方、教えていただきたいですけども、何枚つづりのやつが何冊とかということであるんですけど、実際に使うときに、行き先だとかその利用目的によって、何か今規制がかかっているんですか。ただ、券だけだったら、どこへ行くにもその券を使えるのではないかなと思うんですけど、それらの使い方は、もしわかる方がいたら教えていただきたいと思います。

○石田（善）委員長 いいですか。

○杉田委員 このことについても質問をさせていただきました。その中で、タクシーに乗ったときにタクシー券を渡しますよね。そのときに、どこに使ったというのを書いて、それが担当部局に返されるというふうに聞いていました。

それで、それだったらどこに使った人が何人いるのかというのがわかりますねと言ったら、それは余り多過ぎて集計はできていないということで、この前の質疑の中でもわかったことは、1冊を利用した人、2冊を利用した、申請があった人、3冊の人、4冊の人、5冊の人、5冊が最大なわけですから、5冊の人は人工透析しかいないんですよ。3冊以上なのかな、だけれど5冊は確実なんですけど。

じゃ、人工透析の人は何人いるんですかと言ったら、人工透析かどうかわからないけど、腎臓疾患の人は何人いる、必ずしも透析をするかどうかというのはわからないと。上がってきたそのタクシー券、その分析はされていないということです。今のところ、その分析はできていないというのが今の現状みたいです。そういうのができればいいなと思ったけど、なかなか今の人数の中で、そこまで分析するのは難しいなという答弁をいただいています。

先ほど、藤枝と島田の全体の扶助費の金額なんですけど、焼津市の場合には1,193万円という数字が出ているんですけど、それと比較をしたときにほとんど変わらなかった。藤枝市がちょっと多かったか、島田のほうがかつと少なかったような気がします。

それであと、タクシー券の利用の仕方について確認したときに、申請すると1冊ずつこうやって支給されるみたいなんですけど、そのうち、全部使ったのかどうかというのは市じゃわからないという、そういうことでした。そういう、まあ、そうなのかなって思いながら……。

○鈴木（功）委員 そうすると、券を持っていれば、例えばチェックも必要ないということであれば、そのままカラオケだとか、飲食へ行ったときとかに使っても市ではわからないので、使っちゃっている可能性もあるということですか。

○松本委員 私、杉田委員と一緒に委員会へ属しているものですから、ここでそういうことを言っているのかどうかあれですが、本来なら、常任委員会でこういうような話をしなくちゃいけないのかもしれませんが、いろんな御意見も出ましたけれども、福祉行政というのはこれから非常に重要になると思うんですよ。スウェーデンですか、揺りか

ごから墓場までとって、いろんな福祉の施策をしていますけれども。

その中でも、今やっているタクシー券のことですが、これから景気がなくちゃできないことなんです、例えばそのタクシー券に、金額がこれ以上1枚は使えませんよとか、それ以上って1,000円なら1,000円でもし切ったとするわ。2,000円だったら2枚使わなくちゃだめですよというようなことが、なっているのかどうなのか。それで予算を組むときに、この券は1枚1,000円だから、50枚で予算を組んであるとかというのが、追及しないでわからなかったの、それを今そういうことを言うんですが。

だから、そういう面でいけばね、それともう一つは、青島委員が言ったように、何でもそれじゃ焼津は、そういうような、例えば1つの例でいうカラオケへ行っちゃだめなんだよと。その理由はどういうわけなのというの、やっぱり聞いてみて、これからなるべく社会参加できるように。

ただ、ある程度のところでストップをかけないと、どこへ行ってもいいよという、あるいは幾ら使ってもいいよということではできないものだから予算を組んであると。そこらもこれからの議論じゃないかなって思うんですが、その辺がよくわからない。

何か尻切れとんぼですが、本来はうちの委員会でもうちょっと詰めるべきだったかなって今感じています。

○杉田委員 概要報告書の84ページにも出ているんですけど、最高限度額というのが、1回については1,000円ということになっています。

それで、障害者の方、視覚障害者だけじゃなくて、肢体の方も聞いてきたんですけど、タクシーを利用した人、10人ぐらい聞いてきたんですけど、先ほども言ったように、必ずタクシー、どこに行ったというのを書かなきゃならないもんで、タクシーの運転手さんがそれを書くみたいです。それを市のほうに返さなきゃならないもんで、それを書いたところで、自分があそこに行った、ここに使っちゃったというようなことがわかったら、その人に対してまたそういう注意だとか、そういうのが来ちゃうから、やっぱりそういうのはできませんということでした。

先ほど杉崎委員のほうからもあったんですけど、これからいろんな人たちが交通難民というか、車の運転、免許の返上だとか、そういうふうになって、なかなか外に出られなくなってくるということからすると、今までの聞き取りの中で言われたことがあるんですけど、重度障害者の方たちだけがそういうのを使えて、ほかの交通難民の方、なかなか買い物へ行けないだとか、そういう人たちが使えないというのも逆差別になりませんかみたいな、そういう趣旨を言われたときに、それはやっぱり違うな、やっぱりそういう人たちにも、これからどんな人たちでも、障害のある人もない人もそういう社会参加という形でできていくということが、焼津の福祉の中で、こっちへ広めていきたいという、そういう立場で私は福祉行政をやってもらいたいなど。

83ページにも一番最初に書いてあって、障害のある人もない人も、社会に構成する一員として活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念のもとに、障害者の視線に立った福祉サービスの充実を図るため、今まで、ほかの事業を実施したと書いてあるので、それにのっとった形で政策を進めていただきたいと私は思っています。

○杉崎委員 先ほど鈴木浩己委員のほうからもあった話なんですけれども、周りの調査をすることはとても大事なんです、独自性ということ考えた場合には、その精査によ

って結果が左右されちゃならないって、私は思っています。

それと、もう一つ、今のタクシー券の問題なんですけど、身障者、書いてあるから読むんですけど、タクシー券を請求しますよね。そのときによくある、家族の中に身障者がいたり、本人が身障者である場合、これは車の場合なんですけど、税金が今免税されています。かつては全部ただだったんですが、今はもう料金が5万円以上の税金の場合は半額とか、排気量によって変わってきちゃったんですが、その自動車税の免税をやるってタクシー券に制限を加えられるのかどうか。これ、一時期加えられました。タクシー券、その免税をやるんだったらタクシー券の発行はありませんよ、タクシー券の発行をするんだったら免税はありませんよって。そういうふうになってくると、家の中で介護をしたり、どこかへ連れて行ってあげるといふことも、不自由を生じてきます。

それなのに、各施設では、身障者の場合は無料になりますよとか、JRの場合ですと、無料になる場合とほかの場合、一応距離によってですがあります。その施設の中に、もっとすごいのは、身障者に介護する人がついてくると、その1人までは、要は本人と介護する1人までは料金がただになりますよというシステムがあります。というのは、もうまさに国のやっていることとか、民間、もうJRは民間になっていますので、そういうところが先行しているわけですよ。

それを考えると、やっぱりこういうことは、皆さんもおっしゃってくれているものでもいいんですが、もう早急に検討していく問題かなと。この議会としても、もんでいかなきゃいけないことかなというふうに私は思います。

○石田（善）委員長 よろしいでしょうか。

○鈴木（功）委員 1つ、タクシー券の使い方についてなんですけど、例えばこの資料を見ると、1回1,000円以下になっていますけど、そうすると、1,000円以下であると予算が基本料金だけで終わっちゃう、それ以下で終わっちゃうって1枚使っちゃうというようなことだと、余り効率がよくないなと思うんですけどね。

そうすると、もっと金額が少ないやつで枚数を多くするだとか、もうちょっと予算がしっかり施行できるようなタクシー券の内容とか、工夫するべきじゃないかなと思うんですけど。

○青島委員 今回の件についても委員会のほうで、今後さらに深めていくようにいたします、議論を。

○石田（善）委員長 この議員間討議というのは、あくまで結論を出すものではございません。1つの議題に対して議員同士で内容を深めていただくということで、先ほども青島委員長のほうから、今後この件についても委員会のほうで内容を詰めていくということで、意思表示がございましたので、こういうことで、この件については終わらせていただきたいと思います。

本件については、以上でおしまいとさせていただきます。

次に、深田百合子委員より、2款1項7目スマートインターチェンジ周辺戦略的土地利用推進事業について、説明をお願いいたします。

○深田委員 私は、2款総務費、1項7目スマートインターチェンジ周辺戦略的土地利用推進事業4,015万4,813円について、そのうち、政策企画課部分は、2,777万5,000円について委員会で質疑応答がされましたけれども、内容が十分深まっていないと思い、議員

間討議に提案させていただきます。

もう一つは、体育館施設……。

○石田（善）委員長 済みません、体育館はまた別途、改めますので。

○深田委員 アとして、平成29年度に市は地権者への説明会を開催しているようでしたが、周辺地域の人たちにはよく伝わっていないということをお聞きしましたので、平成29年度における周辺地域も含めた説明会は不十分であると考えます。

それで、イとして、市のスマートインターチェンジ周辺における土地利用の目的と調査及び進め方について、どのように進められたかということをお聞きしましたら、当局は、決算の中でいろんな先進地を視察して調査をしたということがありましたので、じゃ、どういうところを調査したのかということをお聞きしましたら、よくわかりませんでしたので、行った行政視察先を資料として配付してくださいということをお願いしました。

そうしましたら、10カ所の先進地の視察一覧表をいただきましたけれども、この表を見てもよくわかりません。何をどのように視察されたのかがよくわかりません。

こういう中でこの間、議員間の中では、委員会からも、スマートインターチェンジの土地利用の商業的利活用のことや、企業のことや、いろんな御意見、そして藤枝からの意見もあり、焼津の商業イメージ、商業圏が変わっていくのではないかという、大変大きな問題だと私は受けとめましたので、そこで、いろんな情報が錯綜している中で、議員間で情報の共通認識ということをもつ、ある程度の共通認識を持つことが必要だと思ひまして、これを提案させていただきました。

もう2つ目……。

○石田（善）委員長 これで結構です、一旦。

申し上げます。深田委員の提案、2つあったんですが、まず前半のこの部分で30分かけてやります。また別途、2つ目のテーマを別の30分でやりますので、そういうことで御了解願います。

この件に関して他の委員、いかがですか。

特に説明会のことでありましたので、大井川の議員で、この説明会のことでもし何か情報やらわかりましたら、紹介していただけると助かりますが。

○太田委員 1点、説明会の案内もありませんし、大井川地区の議員には説明がありませんでした。

以上です。

○青島委員 今、大井川地区の議員じゃなかったということですがけれども、これ、上泉地区と相川地区の話だと思うんですよ。

第1回のときに案内がありました。そのときに、今後のこういうことの中で、土地利用を考えていくというような説明で終わっています。そのときの中には、農業をやっている人の中でも、私は反対だとはっきり言う方もおりました。というような状況が第1回で、私の知っている範囲だと、4回ぐらいまで開いたという情報は得ています。第1回目のときだけ私は参加しています。

○杉田委員 私も、情報なんですけど、それこそ上泉地区、それからつつじ平の団地の方から、それを20人近くの方から問い合わせいただいて、私も、今青島委員は1回参加し

たというけど、私のところには別に、地域が違うということなのかもしれませんが、案内はありませんでした。

それで、本庁のほうへ行って、この地域で何かいろいろ説明会がやられていると聞いているんだけど、どんな内容だということを確認して、5回分のいろんな意見のやりとりがあった、その議事録というんですかね、報告のようなものを分けてもらいました。それは地権者にみんな渡されているということは聞きました。

そこで参加して、上泉の公会堂というところだと思うんですけど、そこで対象になって呼ばれている人というのは、一応地権者なんですよ。地権者にはそういう、いろんな説明、あるいは意見の聞き取りとか、こんなふうを考えている、どうですかというようなことのやりとりがかなり詳細に書いてあったんですけど、その内容が周りの人たち、つつじ平の人、あるいは相川の人たちにも伝わっていないということを当局に伝えたところ、そっちのほうも含めて全部報告はします、こんな考え方を今皆さんとやっていますということを知りました。

ところが、先日、大井川のここの隣の公民館で、向こうの西地区の人たちを含めての市政座談会、ティー・ミーティングというんですか、それをやられたので、そこに参加しました。そこで、つつじ平の町内会長さんだと思うんですけど、どういう内容で話が進められているのか、私のところ、町内会長として、一切何もそういう報告がないということを知って、どうも当局の言っていることと違うなというのをちょっと感じました。

○池谷委員 杉田委員とほぼ一緒なんですけど、私たち、活動している地域が違うものですから、当初から、正式に説明会にお声がかかってという形で招集はかかっていませんので、周りから入ってくる情報をもとに、知る限りの情報を、相談があった場合、また質問があった場合にはお答えしていると。

それでまた、当局のほうに関しては、自分たちのほうから、道路事情ですね、そういう開発行為が行われた場合に、地域的にすぐ隣の地域にはなるんですけど、どうもその予定されている、しっかりとはまだお聞きはしていないにしても、生活道路に支障がかかるんじゃないかという心配の相談がありましたので、当局のほうにかけ合って、いろいろ事情を聞いて、後追いで説明をしているというのが現状です。

以上です。

○齋藤委員 私のほうへも、案内があったケースもあるし、また案内のなかったケースもあるんですけど、そうした中では、やはり担当課として具体的な説明は、皆さんの意見を十分把握したいということで担当のほうは、個々に具体的な意見を求めて、巡回をしているんじゃないかといううわさでございます。

○石田（善）委員長 今、大井川地域出身の議員に参考意見でお伺いをしましたけれども、私が意見を述べるのはいかがなものかと思うんですけども、物事には順序というのがあって、やっぱりこういった事業については、最初にまず地権者にある程度お話をして、その上で、ある程度了解をいただいた上で、今度は地域の人たちに説明をするというのが物事の順序じゃないかなと思います。

これが逆だと、かえっておかしくなっちゃうと思いますので、その辺も含めて、今の
大井川地域の議員の話の参考意見としながら、ほかに意見がありましたらお願いいたします。

○杉崎委員 杉崎でございます。

そもそも論にまた入っちゃうんですけども、私、去年の11月定例会のときだっけかな、このことについて質問させていただいたんですが、そのときには、具体的なことを私どもで言ってしまったものですから、今ここで言っているのは、まだ、どういう土地にしていこう、戦略的にここを、スマートインターチェンジをうまく利用していこうと、という調査というふうに私はもう割り切って、これ、とっています。

総額でいくと4,000万円ほど使っているんですが、2,777万5,000円という金額が総務のほうで消化している部分ですよ。

そうじゃない部分は、当然やるべき問題で、あのスマートインターチェンジができる前に、今の150号線との接点になる交差点、右折する車をどうするんだ、直進する車をどうするんだ、今大渋滞が起こっています。なおかつ、スマートインターチェンジの下り線からおりるほうかな、下り線のほう、あちらは、どう考えても左折していく車が、大型車がもう曲がれない交差点じゃないって、もう視覚的に見てわかっていたのに、そのまま工事を続けてしまったり、そういうときに、市が意見を本当は言うべきであって、そういう初歩的、一番最初のところをやっぴり間違えちゃっているんですよ、私の意見としては。

そこを解決してからああいう問題に入っていくと、今ここでやっていく調査というのとか、新しい道路を市道のつけかえをやるとか、道幅を、幅員を広げるとか、交差点を広げるとか、そういう話が後追いになっちゃっているわけですよ。にもかかわらず、戦略的にあそこを、土地の開発をどうしていこうというんだったら、何でその最初のときにそういう話を持っていかない。

先ほど石田委員長がおっしゃったとおりに、話を進めるときにやっぴり、周りから決まっちゃっていくと、地権者とか、そういう人たちが関係してくる場合、おら、全然知らねえぞという話になるものだから、順序としてはそれは私はいいと思うんです。

ただ、先ほども鈴木委員のほうからもあったんですけども、こういう問題って、スマートインターチェンジ、直線距離にすると300メートルもないぐらいにもう藤枝市に入るわけですよ。だと思んですが、一番近いところは。そうしますとやっぴり、そこにそういう、これ、施設と言っちゃうとまずい、何かそういうものをやるとしたら、インターチェンジを中心にして戦略的に物を考えていこうというときに、やっぴり広域的に考えなきゃいけないと思うんですよ。

対象者は、あの高速道路を使う人たちを50%ぐらいしてみると、当然それはもう周辺地域全部、広域的に考えないと開発ってうまくいかないと思っています。だから、その辺のところの甘いつて私は思います。

この話って、やっぴりこの1市の問題ではなくて、戦略的にやっていくんだったら、今言った方法をとるのが1つ。地権者に話をするのはいいんですが、地権者の方からアイデアをいただくことも1つ。当然そうなると地域からも、地権者にやって、地域からもアイデアをいただいていいですかという方法で、順序立てていくと、もう既に1年以上じゃない、1年どころじゃない、もっとたっていますので、そういう答えが、私としては当局の中から出てくるとありがたいなと思うんですが、いまだに出てこないもので、何か含みがあるのかどうなのか、その辺が不安でたまらんわけですよ。

先進地事例調査を実施してということで、総務部のほうはやっているようなんですが、その先進地の事例ということについても、明確でこういうことがあってこうだったという、細かいところの我々と意見を聞く機会がない、個別に聞きに行くしかないというところがちょっと寂しいなと思うものだから、こういうことがあるときには、もしあれなら、議員のほうに諮っていただいて、その上で意見を述べていく。

当然、議員の中にもいろんな意見があるものですから、こういった意見があるけど、これに関してはどうなんだということを答えるような機会も、持てればいいなというふうに思います。

○深田委員 けさ、時間がなかったものですから、当局との確認が、了解をいただけなかったんですけども、やはり全議員で、今杉崎委員がおっしゃったように、先進地の事例をどのように調査したのかということの一覧表をいただいたんですが、それを見てもよくわからない。それをどういうふうに、何を調査したのかというのを当局から説明するというのが、委員会で再度やったほうがいいのか、議会、議員全体でやったほうがいいのか、その辺のことも皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

○松本委員 実は、このインターの問題は、私、合併するちょっと前から、委員に出ていました。インターの場所が二転三転したんですよ、もっとずっと焼津寄りで。

最終的に私が記憶しているのは、あそこに決まったというのは、取りつけ道路が一番つけやすいということであそこに決まったというように思っています。始めのころは、地籍で言うと藤枝のほうでした。それをすると、取りつけ道路が非常に狭いので、道路を広げていかなくちゃできないということで、今言ったように、あそこへ決まったといういきさつがあるので。

だから、杉崎委員言われたように、交差点を改良とか、ああいうのというのは、その中で両市が話をした中でやったのが、あるいは、今思うと交通量が多いので、ちょっと不足だったかなというようには感じているわけです。

今度のそこの開発って今出ていますが、そのことについては、あそこのスマートインターを持ってくるときに、インターを中心にして開発をしようということは、藤枝はもちろんですが、旧大井川町も、そういう気持ちでもって大井川インター、大井川インターと言ってやったわけですよ。

ですから、そういう意味で、何か開発してあのインターを利用しようということの意思は、両方の市町も同じだと思う。手法について、今いろいろありましたけれども、やはり地域住民を、その地域住民の範囲をどこまでにするのか、まず第一歩がね。それで、もう接収の段階に入る、接収と言っちゃ悪いけど、地面を田んぼを買うような段階になったら、なる前に、こういうことだよというようなことを言わなくちゃできないと、私は思いますよ。だから、そこまで行っているのかどうなのか。

もう一つは、これは話が的を外れているかもしれませんが、今、大井川のあそこで防災広場をつくっています。あれも、旧大井川町の開発公社で、あそこへ工業団地を連れてくると、持ってくるといように計画をしたのがだめになっちゃったって、私はそういうふうに記憶しているんですがね。

それは何かというと、やはり、ここを開発しておいて何か引っ張ってくるだよと、そういうのは許可がおろされないというようなことで、企業に打診したんだけど、そ

れだけの面積が生まれなくて、結局、県のほうの開発行為がおりなかったというような、間違っていたらあれですが、私はそういうふうに感じているんですね。

ですから、なかなか、卵が先なのか鶏が先なのかわかりませんが、議員のほうにまるっきりつんぼ敷敷というの、やはり皆さんから聞くに、知らねえよというわけにはいかないと思うもんでね。情報を、流せられる情報を、戦略的に流される情報はしてもらって、逆に、戦略的に流されないものについては、やむを得ないかなというのは思っています。

ただ、それについて聞くについて、あるいは1つの提案ですが、その事業を推進するための、議会の特別委員会か何かのようなことで情報交換をすると、当局と。あるいは、地元の皆さんとの協力体制を持っておくというのは、1つの方法かなと思います。議員全員でもってという、なかなかいろいろな意見が出てあれだと思いますので、私はそういうふうに思っています。

○石田（善）委員長 松本議長から特別委員会設置の提案もございました。

ほかにいかがでしょうか。

○杉田委員 私が相談を受けたというか、内容を知らせて、わかったら教えてくれというような、電話等であった内容で、先ほども言いましたけど、現地、あそこの当該の地権者の方たちが住むところと、あとつつじ平の団地の方、20人ぐらいにお話を聞いてきたんですけど、みんなが同じ意見じゃないんですよ、当然かもしれませんけど。

ここにもし、最初何か商業施設がどうのこうのって話、うわさが出ているけど、そんなの来たらとんでもないという話や、来たらえれば自分のところの地価が少し上がるかもしれないからとか、あるいは、その隣に、そういう施設だけ、今倉庫の話だとか、太田委員の委員会の中での発言の中でイオンの話が出たけど、当局のほうとしては、イオンの話は一切聞いていないということ、それも秘密事項だからどうのこうのって、そういう議論が書いてありました。

確かにそうかもしれないけど、実際に地主さんの、イオンのことについて、うわさとしてこうなんだけど、どうなんだという問い合わせが来たもんで、自分としては、わからないというふうに言うしかなかったわけです。

そういう方と、これができることによって、今まであそこのつつじ平の人たちというのは、買い物へ行くに藤枝にほとんど行っているんですよ。それが、その近くに買い物ができるようになるような施設ができるとうれしいなという声もあれば、自分は大井川のグランリバーのところに勤めているんですけどということで、ここにそんな大きな施設ができちゃったら、グランリバー、またさらに、今薬屋さんが1つできてまた中の薬屋さんが閑散としている状態なんだけど、そういう状態がグランリバー全体にも広がっちゃうんじゃないかという、そういう不安。

それとか、先ほども言いましたけど、地権者との懇談会というだか、お話し会というだか、そういうのを当局のほうで企画してもらった、その中の議事録というか報告を見ると、アンケートがあったんですよ。4回目だったか、3回目だったか、地権者のアンケート、全部で二百何人いたと思うんですけど、その中の、今市内に住んでいない方が何人かおられました。10人以上いたと思うんですけど、それで、耕作放棄地になっているけど地権者だという方もいらっしゃる。そういう方たちのほうが、実際に、あそこの

大きな面積で田んぼだとか、あるいは果物なんかつくっている方の人数というのは、少ないですよ。面積は大きいけど少ない。

その、あそここのところと言えば大規模農業というか、お米づくりなんかやっている人たちは、それなりに、1年間で自分のうちが食べていけるだけの収入はあると。後継者は残念ながらいないけど、自分が頑張れるうちはあそこでずっと頑張っていきたいんだと。そういう中で、こここのところはこういうのを建てるからおまへのところの田んぼを潰せみたいな、そういう言い方は俺はとても許せないやというような、そんな声から、本当に、そここのところ、そういう開発行為になると市街化区域になるもので、都市計画税が隣が取られているように、つつじ平ですね、自分たちも高い都市計画税まで払わなきゃならないだとか、そういういろんな意見があつて。

これを1つにまとめていくというのはすごい大変かもしれないけど、まずは、順番の問題では、やっぱり地権者の方の意向を聞くのは大切だと思うけど、こういう話に今こうなっているよ、ああなっているよ、皆さんの意見はどうですか。市としてはこういう、おもてなしゾーンだったか、にぎわいゾーンだったかな、そういう形でこの地域を開発したいんだけどという、そういう説明がもっと丁寧にあつてもいいんじゃないかなと思いました。

○松本委員 もう一つ、あれですが、ただ、私が思うに、私、市の方策が正しいとは思っていません。ただ、商業的って、商売的に考えると、ある程度戦略的に出せるものと出せないものがあると。

もう一つは、賛成する人と反対する人はもちろんありますよ、面積も大きいだもんで。それをどうして担当というか、市の担当になるのか、市の戦略化している部署で、どうして詰めていくかというのは、会社で言や、会社の力量ですよ。企業で言や、企業がどこかへ進出しようとするときは、反対があつたり賛成があつたりする。それをどうして皆さんに納得してもらおうかというのは、それは、その進出していこうとする企業、これは今のうわさに乗っているんじゃないくて、立場は、企業という立場は市役所ですと。その人たちにある程度の裁量を任せておかないと、とても大きなこういう仕事というのは任せられないと。だから、時々そういう、今こうなっているだよと。今こんなぐあいだから、こういうぐあいにしていきたいよ。その戦略については、さっきから言うように、具体的に言えるものと言えないものがあると思うんです。

だから、そういう意味で、私が提案したのは、とにかくにぎわってもらいたいと。じゃ、いろいろな条件があるよと。そういう条件を緩和していくような方法でやってみようということで、私は、推進する立場で、委員会を発足したらどうかなと、そんなふうにして提案しています。

○太田委員 基本的には、都市計画をどうするかというのは、インターができる前からずっと言っていたんですよ。市としては、どういう考え方でこのインターを中心に物を考えていくよというものはないと、じゃ、商業施設のところだけやればいいやというような形でやっていくと、虫食い状態になっていっちゃうんですね。

もう事実、藤枝のほうはネギの、何町歩だか知らないけれども、ネギの企業が来て、ネギを植えてやるよという話も出ていますし、当然、松本委員言ったように、藤枝も近い、それから、インターをどういうふうを活用するか、焼津市も当然入っているよとい

うことで、基本的な物の考え方をまず打ち出していけないとね。

当然、あの区域は雨の収集の地域に入っているんですね。あそこ、当然、田んぼをやめたり、いろいろやめると、私たち、下の河川へ影響が出てくるんですね。当然、県のほうはもうそれ承知をしているものですから、県のほう、許可になるかどうかわからないけれども、そういうものも絡めた中でやっぱり考え方を出していかないと、できないと思うんですね。

だから私は、松本委員が言うように、やっぱりそういう研究会をつくって、要は、この地域はこういうふうにしたほうがいいんじゃない、もちろん地元の皆さんも入れた中での、そういう話をしていった中で、じゃ、こういうふうに進めましょうとやっていかないと、虫食い状態でやるとまたいずれ、いろいろな弊害が出てくるんじゃないかなと思います。

当然、藤枝は、あそこを商業地域にされちゃ困るということで、北村市長も、かなり中野さんには言っているようでございます。あそこへできますと、私たちはグランリバーの影響が出てくるだろうし、藤枝の駅前の商店街に影響が出てきますね。

そういうことで、じゃ、商業施設はいいのか、あるいは工業のものがいいのか、いろいろな形で物は考えられるものですから、やっぱり1つの物の考え方だけではなくて、大きな物の考え方の中で、じゃ、こういうふうにしていったらどうだろうというような、都市計画をきちっと立てた中で開発していくということが一番大切なのかなと私は思いますので、松本委員がおっしゃるように、早急に議員の中でも研究会を立ち上げながら、地元の皆さんと話をしながら、どういう地区にしていくんだというのがまず主体じゃないかなと、私はそう思います。

以上です。

- 秋山委員 今回の深田委員の提案は、議員間でその共通認識を持つことが必要と考えるということが、一番のポイントだと思います。

今、何人かの委員の方からいろんな発言があったんですけども、これはダイヤモンド構想の中の1つであるということも考えますと、やはり非常に、議員間で情報も共有することが必要。

ですから、委員会をつくるかどうかは別にして、まずは、今どういう状況になっているのかということの説明を議会、議員に全員にまずはさせていただくということで、お願いしたいと思います。

- 青島委員 委員会をつくるということは、もう前向きに行くというように捉えるんですけど、今、秋山委員が言ったように、まずは現状を把握するというのも大事だと思うし、スマートインターチェンジから出たところの今の交通渋滞、今さっき杉崎委員が言ったことも、今度の話の中で出てきます。そういったこともしっかり検討していかなくちゃならないし、要するにまちづくり、あそこの大井川地域、特に全体のまちづくりということについてもっと、私らも説明し切れない部分がありますので、そこら辺を当局としても出していただきたいと思います。

- 石田（善）委員長 30分が経過をいたしましたので、意見の吸い上げのほうはこれで閉じさせていただきたいと思います。

きょう、結論を出す場ではないとは申せ、ちょうど皆さんの御意見を伺ったところ、

委員会を立ち上げて、内容を詰めていくという意見がほとんどかなと思いました。

(「聞いていないじゃん。ほとんどということはないじゃん、まだ今」と呼ぶ者あり)

○石田(善)委員長 ですから今後、そういうことを含めて、議会改革検討委員会でやるのか、議運のほうで音頭をとるとか、その辺、また進めていきたいと思います。

きょうは結論は出しません。特別委員会を設置するとも決められませんし、委員会が担当して内容を詰めていくということも決めません。ということで、今後にもた移したいと思います。

じゃ、続きまして、3つ目のテーマに移りたいと思います。

深田百合子委員より、10款6項4目総合体育館施設整備費について、説明をお願いいたします。

○深田委員 2つ目は、10款教育費、6項4目総合体育館施設整備費2億9,996万6,520円についてです。

ア、メインアリーナに井戸水を利用した空調設備が整備されました。サブアリーナは、金額の関係から整備は平成29年度されませんでした。今回の委員会の説明では、地下水が足りず、もう一つ井戸を掘らないといけないということでした。そして、去年の質疑や委員会の当局の説明では、管をつなげなければならないし、サブアリーナにも同様に空調整備をすると多額の予算がかかる。これは、当時の予算質疑で1億9,000万円が3億9,000万円かかると、こういう答弁がございました。

これは、管をつなげなければならないということと、井戸を新たに掘らなければならないという、この説明が変わっていたことについては指摘をさせていただきました。私は、説明の違いは訂正すべきと考えます。

イとして、実際にこの夏、サブアリーナはとても暑かったと聞いております。決算では、実質18億円の実質収支額が出ております。年度途中で黒字が見込められたのに、その検討がされていませんでしたと考えます。

2年後のオリンピック・パラリンピックも控えており、次年度に活かすべきとも考え、議員間討議で深めていただきたく、以上、提出させていただきます。

○石田(善)委員長 説明が終わりました。

本件について、皆さんのほうから御意見をお願いいたします。

○松本委員 そんなことを言っちゃ悪いけど、議員間討議を深めるような議題じゃないと思います。要は、確かにサブアリーナが暑くて使い勝手が悪かったら、逆に、今提案してもらったものに対して、議員としてぜひやるべきだというような、この間の学校の空調じゃないけえが、そういうものを提出するというような格好にすりゃいいと思います。

ただ、そのときにお金がどうなるかわからないけれども、議員としては、あそこをサブのほうもやるべきだということで、皆さんに問うほうがかえってええかなと、そんなふうに思う。討議すると言ったって、私は賛成のほうだもんでそう言っているだけで、いや、反対だという人があったら、言ってやってください。

○池谷委員 深田委員にお聞きしたいんですが、その委員会の中で、当局のほうの答弁が違っていたということで、委員会の中での皆さんの質問ですね、当局に対してその違い、

何でサブアリーナに井戸を掘らなきゃならないのかとか、その答えが全く違った答弁があったというふうに聞いたんですけど、提出してもらった会議録みたいなものを見させてもらったんですけど、実際もう少し詳しく今説明していただきたいのと、松本委員が言うのと一緒に、議員全員の思いで賛成でしたら、まとめて意見を出すという形が僕もいいと思います。

以上です。

少しそこだけ教えてください、内容を、どういう話だったかと。

○深田委員 委員会では、説明が違うんじゃないかということに対して、当局からの再答弁はなかったんですね。ほかの委員からも、特に質問とか、意見は上がらなかったと思います。

それで、時々、聞き取りのときの答弁と質疑のときの答弁と違ったり、今回みたいに、公の質疑の場での答弁と、今回のように委員会での答弁と、同じ公の会議の場なのに違うということは、やはりそのままにしておいていいのかなという思いで、今回、この間も細かいことはいろいろあるんですね。聞き取りのときにああ言ったのに、本番では違う答弁をしているじゃないのというのが結構あったものですから、やっぱりそういうところはきちんとただしていかなきゃならないかなとの思いもありまして、そして、今回のアとして、その違いということに対しては、きちんとしなければいけないかなと思いました。

先ほど、松本委員がおっしゃったのは、議員間討議じゃなくて、全議員が必要だと思ったら、それを市長に要望するという形をとったほうがいいんじゃないかというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○松本委員 私は、きょう、こうしてやっているのを、これからもこういう討議は出ると思うんですが、こういう問題が起きました、その中で、こういう委員会でもってやりとりがありました。だけど、結果、これは否決になりましたけれども、あるいは、これは否決ではなくて賛成になりました。だけど、もうちょっとみんなの意見を聞いて、委員会だけじゃなくて、もうちょっと詰めたよというようなのが出てくると、私はそう思っていたの。

だからこれに対して、それじゃ、反対の人がいりゃ、これでいいと思うんですよ。だから反対の人が、どうも反対するような理由がないかなと思ったもので、こういうことでできなかったということですが、どうしてもできないというような理由も見当たらないものだから、議員でもって、この間の学校のクーラーというか、空調機みたいに、サブのほうもつけたらどうだというような意見書を出したほうが適当かなと、そういうように思ったの。

もう一つは、間違いがあったらしっかり訂正を、こういう公のところで訂正をしてもらう。もう一つは、聞き取りと違ったということは、これは公じゃないもので、もし聞き取りと違ったら、その公の場で、こういうように聞いたけれども、それは違うのかというのをしっかりそこでたさないよね。

だから、今、深田委員が言うように、委員会で言ったことと、ここで質疑したことと違うんじゃないかということだと思うんですよ。それは、質疑をせっかくしているだもんで、何で質疑のところで言ってこないって。言わないとまずいだもんで、そこはっか

り、どっちが正しい、どっちがと言っちゃ悪いけどが、委員会で言ったのが正しいだか、ここで質疑したのが正しいだか、はっきりしなくちゃ、この審議、載せられないよというくらいまで言ったっていいと思う。そうでないと、両方が生きちゃったら困っちゃうよな。だから、それはもう一度、そういうふうに私はしたほうがいいと思う。

（「委員長じゃないもんで遠慮する」と呼ぶ者あり）

○松本委員 委員長じゃないと言ったって、それは委員長の立場で言ってくれたっていいじゃん。それは質疑するわけじゃないだろうで。私はそう思いますけど。

だから、もう一度言いますが、これについて反対の人があったら、討論するというのが提案だと思いますが、委員長がそういうように采配してくれりゃ。

○石田（善）委員長 2つ議題があったものですから、まず1点目の、言うことが違ったんじゃないかということで、私も同じ総務文教の委員会に所属していたものだから、私が受け取った感じを言います。

いずれにしても、サブアリーナに空調をつけるのに、2億円近いお金がもともとかかるということだったもんで、予算面で無理だなと、一度にやるのは無理だなと思って、今回答弁が違ったの、いずれにしても予算がかかることには変わらないので、井戸を掘るか、管をつなげるものか、どちらかは技術的な問題で、僕は、その方法をとにかく余り問題にしなくて、答弁もそのときなかったの、これ以上追及もしなかったし、断ち切りで終わっちゃったので、これはこれで、余りさかのぼって、委員会でもう全会一致で可決された問題をまた、答弁が違うという、どっちかという小さな枝葉のことで、追及するのもどうかと思います。

もう一点は、サブアリーナにもぜひ空調をつけて、オリンピックに間に合わせるのにやってもらいたいという意見は非常に大きいと思います。

必要ないよという議員がいましたら、手を挙げていただけますか。

ということで、全議員が、空調が必要だという意見が今上がりましたので、どういう方法で市のほうへ持っていくのかわかりませんが、例えば、深田委員長のほうで原案をつくって、それをみんなで検討してもらって、議会として議長に代表してもらって持っていくのかどうか。方法論は別にして、そんな方法で進めるということで、きょうの結論は出さないという議員間討議ですが、深田委員、いかがでしょうか、そんな方向で。

○深田委員 市長に提案するのは、今度10月30日に鈴木委員長と、建設経済と総務文教で政策提言の提案を市長に提出するので、もし議長がよろしければ、このサブアリーナの提案と一緒に、議員全体の意見として提案するのか、それとも、私とその政策提言のときに、あわせて一緒に、議員間討議でこういうのがあってということで、文書をつくって提案するほうがいいのか。

（「だって議運で話したことを言う」と呼ぶ者あり）

○深田委員 そのやり方について、また議運で……。

○松本委員 この問題については、全員が関係していることだもんで、委員会とかなんとかということじゃなくて、そういうような総務文教委員会の中からの提案があって、皆さんで検討したら、皆さん賛成だからということで、全員の名前で市長のところへ要望を出したほうが私は筋かなと、そういうように思いますよ。

○石田（善）委員長 そういった空気でもって、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○石田（善）委員長 じゃ、本件につきましては以上で終わります。

以上で議員間討議を終わります。

それでは、認第12号「平成29年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○石田（善）委員長 以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

認第12号「平成29年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定」については、これを認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○石田（善）委員長 挙手総員でございます。したがって、認第12号は認定すべきものと決定しました。

以上で本日の予算決算審査特別委員会を閉会します。

閉会（10：33）